

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会  
合同定例会会議録

1. 日 時 平成29年8月25日（金） 午後2時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第6会議室

3. 会議次第

開 会 午後2時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 数田委員（南あわじ市） 宮崎委員（学校組合）

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後3時00分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長）浅井伸行

（教育委員）宮崎典弘、轟 孝博、岡 一秀、数田久美子

《学校組合》

（教育長）浅井伸行

（教育委員）山下富弘、岡 一秀、宮崎典弘、河上和慶

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福原敬二、教育総務課長 山見嘉啓

学校教育課長 山川直樹、社会教育課長 福田龍八

体育青少年課長 松本典浩、三原健康広場所長 永田加織

教育総務課課長補佐 坂田真由美、教育総務課係長 新地美里

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第9号 平成29年度（平成28年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価につ  
いて

原案可決

議案第10号 南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について

原案可決

議案第11号 南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について

原案可決

議案第12号 南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について

原案可決

議案第13号 議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について

原案承認

《学校組合》

議案第4号 平成29年度（平成28年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価について

原案可決

議案第5号 南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について

原案可決

開 会 午後 2 時 0 0 分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会します。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、数田委員をお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、宮崎委員をお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

少し時間を取りたいと思いますので、内容をご確認いただき何かありましたらよろしくをお願いします。

(会議録確認)

【浅井教育長】 ご意見がないようでしたら、前回の会議録については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼び者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

3 点について報告をさせていただきます。

1 点目、防災ジュニアリーダー東北ボランティア活動及び報告会について報告をします。

8 月 2 日から 4 日まで、防災ジュニアリーダー東北ボランティア活動に市内の中学生 12 名が参加いたしました。8 月 3 日には、大川小学校で当時 6 年生の娘さんを亡くされました佐藤敏郎さんの話や復興住宅でお年寄りとの交流会、また被災地から住民主体のまちづくりを指導された小野竹一さんの話を聞いてまいりました。その後、この活動の様子はサンサンネットで放送され、8 月 9 日に守本市長にも報告をさせてもらっています。また、9 月 1 日には各校で始業式がありますけれども、参加生徒が全校生に活動の報告をそれぞれする予定でございます。事前の研修会、それとボランティアの本番、

その後の報告会をして、防災のジュニアリーダーとしての自覚とこれから各校で独自の取組について意を強くしたのではないかと考えております。

2点目、防災教育の教材配布についてでございます。

このボランティア等の活動の様子は、淡路三原高校の放送部が同行してDVDに録画しておりますので、これを南あわじ市の防災教育の教材として、小中学校全校に配布したいと考えております。

3点目、小中連携教科別研修事業及び中高連携教科別研修事業について報告をさせていただきます。

教員の資質向上を目的として、小学校と中学校の教員が連携して教科別の研究事業を行うという取組と、同じように中学校と高校の教員が教科別に研修を合同で行う事業をスタートいたしました。まだスタートしたところでございますけれども、これから少しずつ中身の充実を図っていきたいと考えております。

教員の資質向上については、3本柱でこれから取り組んでいきたいと考えております。

1本目が、この小中連携、中高連携の教科別の研修事業です。2本目は、ネット教育センターを立ち上げて、そこに教員の資質向上と負担軽減の2つの要素を含めた教育センターを通じて教員の資質向上を図っていきたいと考えております。3本目に兵庫教育大学の浅野良一先生を長期にわたって研修事業に参加していただいたり、南あわじ市の課題についてアドバイスをいただきたいと考えております。そのような取組によって、長期に関わっていただくということで、教員の資質向上にあたっていただきたいと思っております。兵教大の浅野先生との取組については、兵庫教育大学のサテライト校がゆくゆくは南あわじ市サテライト教室が輩出できれば有難いなということを考えながら、少しずつ前に向いて取り組んでいきたいと思っております。

以上、3点報告させていただきました。

**【浅井教育長】** 次に、「議事」に移ります。

本定例会の「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会共通議案2件、南あわじ市教育委員会単独議案3件を審議したいと思います。

初めに、共通議案を審議します。

南あわじ市教育委員会議案第9号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号、「平成29年度（平成28年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【福原教育次長】** ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第9号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号 「平成29年度（平成28年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この点検・評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

平成28年度は、「第2期南あわじ市教育振興基本計画」に基づき、教育方針を定め、この教育方針に掲げられている学校教育、社会教育それぞれの分野の重点目標を達するために実施した事務事業について、自己点検・評価を行い評価シートにまとめております。

去る8月9日に南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会を開催し、3名の評価委員の方々にご意見をいただき、最後にまとめさせていただき、報告書としております。

なお、教育委員会で承認いただいた後、南あわじ市議会及び小中学校組合議会で報告書を提出させていただき、市のホームページでの公開を予定しております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第9号、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「平成28年度（平成27年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

**【浅井教育長】** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

評価委員3名の意見につきましては、34ページから36ページに記載しております。

何かご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

特に質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【浅井教育長】** 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第9号及び、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「平成29年度（平成28年度対象）南あわじ市の教育 点検・評価について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第9号及び、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「平成29年度(平成28年度対象)南あわじ市の教育 点検・評価について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号、「南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第10号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について」、提案理由のご説明を申し上げます。

「南あわじ市いじめ防止基本方針」につきましては、策定より3年が経過しようとしております。今回、いじめ防止の状況などの変化に対応するため、国及び県の方針の内容の改訂も踏まえて改訂するものです。

改訂のポイントとしましては、「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導の充実、組織的な対応の徹底、教職員のいじめ対応能力の向上、ネットいじめへの対応の充実でございます。

以上、南あわじ市教育委員会議案第10号、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

特に質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第10号及び、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第10号及び、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市いじめ防止基本方針の改訂について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 続きまして、南あわじ市教育委員会単独議案を審議したいと思います。

お諮りします。

南あわじ市教育委員会議案第11号、12号については、関連する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

それでは、南あわじ市教育委員会議案第11号、「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、南あわじ市教育委員会議案第12号、「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、一括して提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、2件一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この2件の規則の一部改正につきましては、これまで実施していました外国語指導助手の勤務成績の評定について、規則に明記することで、より実施理由を明らかにするもので、それぞれの規則に勤務評定の実施についての条文を追加するものでございます。

なお、附則で施行期日を公布の日と定めております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、及び南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、

2件、一括して提案理由のご説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

【轟委員】 勤務評定は、どの程度のものをするのですか。簡単なものだと思うのですが。

【山川課長】 授業の態度とか、日々の様子についての評定のいうことで、本人が日本語でも、或いは英語でもよいということで、それについては、別の外国語指導助手の方から確認をしながら、管理職と確認をするもので、そんなに複雑なものではございません。

【轟委員】 複雑でない方がいいと思います。できるだけ簡素化していただきたいと思います。

【浅井教育長】 他に質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

採決は、分割して行います。

南あわじ市教育委員会議案第11号、「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第11号、「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定されました。



【浅井教育長】 続いて、南あわじ教育委員会議案第12号、「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第12号、「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第13号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福原教育次長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第13号「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」の提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年第73回南あわじ市議会定例会9月議会に提案予定の議案のうち、教育に関する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められておりますので、本日の定例会に上程するものでございます。

まず、平成29年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

民生費、児童福祉費、放課後児童健全育成事業費、200万円の追加でございます。平成30年度に予定をしております市学童保育所の新築工事の実施設計委託料でございます。市学童保育所につきましては、現在、市小学校内で実施しておりますが、今後、市小学校の児童数が増加することも見込まれることから、旧南あわじ市社会福祉協議会の跡地に新築を予定しております。

次に、教育費、教育総務費、教育委員会費、4万円の減額でございます。

この後ご説明させていただきます。南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の改正により、いじめ問題調査委員会の庶務担当部署が教育委員会から総務課に変更することにより、教育費から減額し、総務費へ予算を振り替えます。

次に、教育振興費、160万円の追加でございます。

帰国外国人受入事業について、対象児童が増えたことによる母語支援員への謝金、費用弁償を追加するものでございます。

また、委託料50万円については、淡路人形浄瑠璃等を活用したコミュニケーション

能力育成事業を実施するための教育コンサルタントへの委託料でございます。

次に、幼稚園費、施設整備費、250万円の追加でございます。

平成30年度に実施予定の津井幼稚園園舎耐震補強及び大規模改造工事の実施設計委託料でございます。

社会教育費、図書館費、311万円の追加でございます。

市立図書館、中央公民館図書室、広田地区公民館図書室の臨時職員追加による人件費の追加でございます。

保健体育費、体育施設費、400万円の追加でございます。

阿万スポーツセンター駐車場の舗装工事費でございます。

スポーツセンター前の駐車場が、現在は土で凹凸があるため舗装工事を実施する予定です。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

次に、南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

この一部改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、幼稚園の保育料を決定するための市町村民税所得割額の算出にあたり、ふるさと納税のワンストップ特例控除等について適用しないよう条例の改正を行うものでございます。

最後に南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定でございます。

この一部改正につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめに関して重大な事件が発生し、再調査を実施した場合に設置する「いじめ問題調査委員会」について、その公平性及び中立性をより一層確保するために、庶務担当部署を教育委員会学校教育課から総務部総務課に改めるものでございます。

以上で、南あわじ市教育委員会議案第13号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**【浅井教育長】** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

特に質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【浅井教育長】** 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第13号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第13号、「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」は、原案のとおり承認することに決定されました。

【浅井教育長】 次に、「協議及び報告事項」に移ります。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元の資料を配布しております。

まず、「東北ボランティア派遣事業の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 先ほど教育長の方から報告があったとおり、8月2日から2泊3日の日程で東北ボランティア活動に市内各中学校からの代表12名が参加しております。

参加したバスは、兵庫ボランティアプラザで配車したバスで淡路三原高校の人形浄瑠璃部、生徒会と放送部と合同で参加しております。現地に行きまして8月3日にここにある新聞を作成しているのですが、新聞の中でも写真等で報告してあるとおり、大川小学校跡に行きまして、そこで当時の6年生の娘さんを亡くした佐藤敏郎さん、元中学校の先生であったのですが、語り部をされている方からお話を聞いております。中学生は、その場でメモを取らず、話に集中するようなかたちで一生懸命その場の現状を見ながら聞いていたかと思えます。実際にその場に立って、その場でお話を聞いたということで、子どもたちの感じ方も、より大きいものになったのではないかなと思います。ここに載せております新聞は、その後夜に宿舎でかなり短い時間で書き上げたものですので、若干空白等があったり、言葉で不十分な部分があったりするかもしれませんが、中学生なりの精一杯の表現が短時間にできているかと思えます。その後、東松島市のあおい地区の方に行きまして、淡路三原高校の人形浄瑠璃部が公演する舞台設置のお手伝いをし、公演の後は、地元の方との交流会ということで、自分たちから積極的に声をかけながら地元の方とお話をすることができておりました。また、代表の小野さんからもお話を聞くことができまして、かなりの強行軍ではありましたが、子どもたちは非常によい体験ができたのではないかと考えております。その後、すでに8月9日に市長の方にも報告が終わっております。新聞等でもご覧いただけたかと思えます。また、さんさんネット等でも今後、長編が放映されるということを知っております。

以上、報告とさせていただきます。

【浅井教育長】 新聞については、タブレットを全校に配布しているわけですが、これからタブレットの活用をどうするかというようなことも考えて、タブレットで作成した新聞になりました。こういった活用もあるということで新聞を作成しました。

1 日目、東松島市のフットボールセンターというところに泊まったのですが、そこで  
の管理人さんも被災されて、おとうさん、おかあさんを亡くされたというお話も聞き、  
子どもたちは充実した研修になったのではないかと思います。

ご質問等がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 特にないようですので、次に「南あわじ市文化財資料等取扱要綱の制定について」、事務局より説明をお願いします。

【福田課長】 私の方から、「南あわじ市文化財資料等取扱要綱」の制定について、ご説明をさせていただきます。

これまで、南あわじ市教育委員会で保管或いは所有しております文化財資料の熟覧或いは貸し出し等の利用許可に関する取り扱いにつきましては、申請者による任意様式の書類に基づき、本課または埋蔵文化財調査事務所の各担当者によりその事務手続き・処理が行われてまいりました。

このため、文化財資料の取扱いの基準でありましたり条件等については統一されておらず、今後、文化財資料の適切な保存管理等々を行うためにも、その取扱いにつきまして必要な事項を定めるものでございます。

要綱の概要といたしましては、古地図（分限図）、古文書（棟付帳など）等の歴史文献、写真資料としましてフィルムであったり、画像データ、これは特に撮影したものについてでございます。埋蔵文化財出土遺物（青銅器、土器など）・松帆銅鐸の周知、啓発のための復元品や鑄造体験キット、啓発用のノボリ旗・松帆銅鐸の音源データ、その他の文化財資料に関しての「熟覧・貸出・掲載・撮影・その他」について、本要綱で定め取り扱うものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の取扱要綱をご覧くださいと思います。

以上で、「南あわじ市文化財資料等取扱要綱」の制定についての説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

特にないようですので、次に「教育委員会事務局職員の人事異動について」、説明をお願いします。

【山見課長】 (7月31日付の人事異動について説明)

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定について」に移ります。

各課長から報告をお願いします。

(担当課長より順次説明)

【浅井教育長】 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、次に「教育委員会後援名義使用許可状況について」、事務局よりお願いします。

【山見課長】 (後援名義使用許可一覧表の説明)

【浅井教育長】 それでは、次に「その他」に移ります。何かございますか。

【山見課長】 学校施設の工事の進捗状況を報告させていただきます。

まず、小学校4校、辰美・八木・市・賀集の空調工事ですが、夏休みの工事期間ということで順調に推移して、市小学校を除きまして来週30日には現場での完了検査を実施する予定です。9月から運転可能ということです。市小学校については、別の工事もあるため9月中旬の現場での完了検査を予定しております。

次に、広田中学校の大規模改造工事第1期工事ですけれども、これも順調に工事が進んで、来週31日に現場での工事完了検査を予定しております。このたびの第1期工事については、校舎内部の改修を中心とした工事を行っております。

また、倭文中学校の屋内運動場の雨漏り等の改修工事を中心にした工事ですが、これも順調に進んで、9月1日に現場の完了検査を予定しております。

それから別件ですけれども、来週29日は10時から組合議会の臨時会ということで予定をしております。

以上です。

【福田課長】 私の方から、地区公民館大規模改修工事について、2件ご報告させていただきます。

まず1点目、中央公民館駐車場造成工事につきまして、これは8月31日に工事が完了する見込みでございます。当初、こちらの工事につきましては、6月30日を工期としておりましたが、地元の三條地区から台風であったりとか、ゲリラ豪雨時の雨水対策についてもうちよっとなかなかとした対応を、というようなご要望がございまして、こちらでも排水性の向上を図るために工法を変更、また雨水の貯水量を増やすことを目的に三條地区側につきまして、540㎡ほど未舗装とするような工法変更といたしまして、工期も8月31日に延長というような工期設定をしておりました。この工事によりまして、駐車台数は76台増えることとなりました。

2点目は、湊地区公民館についてでございます。本件工事によりまして、旧西淡第2庁舎が解体されるわけでございますけれども、この解体前に義務付けられておりますアスベスト含有の検査を実施しましたところ、5か所実施したのですが、1か所から基準値を超えるアスベストが検出されております。アスベスト除去工事に係る費用につきましては、現在、積算中でございます。こちらにつきましては12月議会に上程させていただきたいと考えております。

なお、今後の工程でございますが、契約期間内に工事を完成させるために、アスベスト除去工事につきましては9月から、解体工事につきましては、10月から着手させていただく予定としております。

以上、2件ご報告させていただきます。

**【浅井教育長】** 他にないようですので、「その他」を終了します。

最後に、本合同定例会で、山下委員の任期満了となります。山下委員には4年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。最後の一言お願いしたいと思います。

**【山下委員】** (退任あいさつ)

**【浅井教育長】** これをもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後3時00分